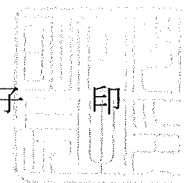


明石市告示第78号

2026年(令和8年)3月23日

明石市長 丸谷 聡子 印



指定公金事務取扱者指定告示書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
一般社団法人明石市歯科医師会（会長 栗岡 一人）
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は主たる事務所の所在地
明石市大久保町八木743番地の33
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
あかしユニバーサル歯科診療所の使用料及び手数料の徴収
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日
令和7年4月1日（委託期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日）